

---

## 第3回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

平成29年9月11日(月曜日)

---

### 議事日程(第4号)

平成29年9月11日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第51号 日吉津村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第52号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)について
- 日程第3 議案第53号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第4 議案第54号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第5 議案第55号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第56号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第57号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第58号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第51号 日吉津村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第52号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第2回)について

- 日程第3 議案第53号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第4 議案第54号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第5 議案第55号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第56号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第57号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第58号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

**出席議員(9名)**

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

---

**欠席議員(なし)**

---

**欠 員(1名)**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 高 森 彰 書記 ----- 森 下 瞳

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村長 ----- 石 操 総務課長 ----- 高 田 直 人

住民課長 ..... 清 水 香代子                      福祉保健課長 ..... 小 原 義 人  
建設産業課長 ..... 益 田 英 則                      教育長 ..... 井 田 博 之  
教育課長 ..... 松 尾 達 志                      会計管理者 ..... 前 田 昇

---

### 午前9時00分 開議

○議長(山路 有君) みなさんおはようございます。ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおり、議案質疑を行います。

再確認します。議案質疑は1議員1議案3回までです。必ず、挙手して質疑をお願いします。

---

#### 日程第1 議案第51号

○議長(山路 有君) 日程第1、議案第51号日吉津村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

はい、江田議員。

○議員(6番 江田 加代君) 6番、江田です。この条例改正によって、どのように変化するのかなということがよくわかりませんが、どんなそのいいことが農業者にとってあるのかなあとしますので、説明をお願いします。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 江田議員の質問にお答えします。この条例の改正といたしますが、基になります土地改良法の改正に伴うものでありまして、その趣旨としましては農地等の利用の集積を加速化するために、農地中間管理機構が賃借権を取得した農地等を対象とする土地改良事業を、円滑に実施する必要があることから行われるというものでして、その背景としましては現在高齢化が農業者の方の進んでいる中で、農地中間管理機構への貸付が今後も進むというふうに見込まれている中で、基盤整備が十分に行われていない農地について、担い手の方が借り受けをされないおそれがありますし、また、中間管理機構に貸し付けられた所有者の方につきましては、基盤整備の費用を負担するという事はなかなか考えにくいという中で、基盤整備がとどこおり、担い手への農地の集積、集約化が進まなくなる可能性があるということがございます。

こちらの法律の方の改正の概要なんですけれども、農地中間管理機構が借り入れている農地に

つきまして、一定の要件を満たせば農業者の申請によらず、都道府県営事業として農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業が実施できる制度が創出されるというものでございまして、ほかには土地改良事業の申請人数要件の廃止でありますとか、農地の共同所有者がいる場合でも代表者が1人で手続が可能というようなどころも概要として上がってきておるところですけれども、要件はさまざまありますけれども、農業者の方の費用負担がゼロで事業が実施できるというところが大きなメリットではないかというふうに考えております。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） よく理解できました。それでよく、耕作するのが大変でどなたかに任せたいわという話はちょこちょここれまでも聞いてきたんですけれども、この資料いただきましたけれども、趣旨については今話された内容だと思うんですけれども、改正の概要の中にこの機構関連事業の施行の要件として、1、2面積が10ヘクタールで集団的に存在する土地であることというふうに書かれていますけれども、この10ヘクタールは結構広いものじゃないかなと思うんですけれども、今その中間管理機構の集積状況といいますか、そういったことは現実どのようなになっていますでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 10ヘクタールという面積、かなり大きな面積であるというふうに考えておりますけれども、ちょっと、あの、中間管理事業の関係の集積というところでどの程度かというところ、資料持って来ていないんですけれども、多面的事業に取り組んでいらっしゃいます富吉地域資源保全会の取り組まれている面積が、昨年度が17ヘクタール、これが16号線水利回りの関係の方を対象とした面積で、今年度はちょっと範囲が拡がりまして、54ヘクタールということでございますので、10ヘクタールというのがかなり大きな面積であるということは認識できるかなというふうに思っております。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。最後なんですけれども、なんとなく集積が進んでいくのかなというこの条例改正でっていう気持ちもわかるんですけれども、たとえばこれまでいろいろお話を聞いた中で、いろいろ条件の悪い土地について、農地についてなかなかこの事業に乗れないということが村内には多いんじゃないかなと思うんですけれども、よくそのあたりはこの条件の悪い農地に対しては、これはとにかく中間管理機構にあずかってもらわんとこういった事業は受けられないということですよ。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） はい、面積の小さい圃場でありますとか、出入りの悪いような圃場村内多々あるわけなんですけれども、そういったようなところも含めまして農地中間管理機構の方に貸付をさしていただくというところが基本なのかなというふうに思っておりますし、現在取り組んで行かなければならないところの大きな課題の一つであるかなというふうに思っております。

○議長（山路 有君） ほかに、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。この改正をちょっと、ずっと読んでみましたけれども何かわかりにくいなということを感じました。今説明のあったことは理解はしましたが、92 条の 2 ですかね、あの、農用地をその以外の用途に供する目的で農用地区区域というようなことが書いてあって、その変える時に農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り転用といたしますか、そういうことができるということが書いてあるのではないかなと思ったんですけれども、それはやっぱりそうなんです。まあ、5 年なら 5 年、管理機構に出しておったのに 3 年でちがったことに利用しようと思う時にはそれはできませんよという、そういう規定なんですか。その所をお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） ご意見のとおりでありますので、中間管理事業にまずお預けになるのが 10 年以上という契約で、中間管理機構に貸付をした土地であるということがまず前提条件です。

まあ、一番最後のなんていいますか施行令といいますが、細則がこの年末に出るということで今おおまかなところしか出ていません。

ご質問のところは中間管理機構に 10 年預けた土地で圃場整備をすると、10 へク以上圃場整備をするということですし、その後の縛りはさっきありました、たしか 15 年かなんぼ農振の除外ができないということです。そういう規定ご理解をいただきたい。圃場整備をします。じゃあ圃場整備ができたので 3 年で他の用途に変えるということはいけないということですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。あの、理解しました。法は全部国のこの土地改良法によって行うけども、日吉津村の条例は賦課金ですかね。特別な場合の賦課金といいますが、それを徴収する時のことの、条例の項目が変わったということで解釈するというのでしょうか。

後は全部土地改良法に従うということなんではないか。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** これは村の団体営事業という、いわゆる団体営事業ですので、さっきの圃場整備の中間管理機構に預けた土地の負担金を、農家の負担なしにするというのは県営事業が基本ですので、村の土地改良事業に該当するような、団体事業に該当するような項目はないというふうにみえていますけれども、予算の中では促進費という予算が800億ぐらいかなんぼ国の中で予算要求が行われておるようで、それが多少その県営規模を小さくして団体営規模でやられるどうも事業の組み立てもあるようですので、それがどんな形態になって行くのかなあというところでその場合に、これが出て来るのかなあというふうに思っていますけれども、基本的には県営事業の負担金を農家の皆さんから徴収しないという話ですので、この規定はあんまり条例改正は該当が少ないのかなあ、まず例外的に該当があるかなあと思っております。以上。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

1点が先ほどの話に出とったかも知れませんが、施行日ですね、あの法律の方の改正は6ヵ月以内ということにたしかになっておったと思いますけれども、これの改正条例を見ますと施行の日からちゅうことですが、ある程度具体的に出とるんでしょうかというのが1点です。

それからもう一つは、今県の事業というような話お聞きしましたけれども、条例がほかにですね、日吉津村単独県費土地改良事業に関する分担賦課金徴収条例というのがたしかあったと思いますけれども、このあたりとの関連は出てこないでしょうか。この2点ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** さきほど申し上げましたように、まだ、最終的には国の方向が細部まで出されていないということですので、その半年後以内ということになるというふうに思っております。

それから県の単独の上乗せの条例でやるものについて、単独事業については、この規定からはずれて、当然県の独自の事業でやられるということで、親法の改正に関わるものではありません。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。あの、要はそしたら、このもう一つの条例の方

はいわゆる並行して活用されるということになるという理解でよろしいですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） そのとおりでございます。あの言ってみれば国の基準や団体営の基準に収まらない、入らない、土地改良の県の単独事業でお願いするということですので、当然それは別物で継続していかれるということです。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 改正法の施行期日の関係なんですけれども、こちらにつきましては公布日から6ヵ月以内ということで明記してありまして、予定としましては9月下旬を予定されておるということですので、それに則しましてこちらの方の条例の方も施行されるというふうに考えております。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

---

## 日程第2 議案第52号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第52号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 3点ほどお伺いします。はじめに収入の方から、歳入の方からいかしていただきます。今回、財政調整基金が多く減額をされています。それを調整して臨時財政対策債へもってきて、臨時財政対策債を可能額いっぱい借りるということを出されました。その場合ですけれども、この臨時財政対策債というもの今回は1億3,278万4,000円、まあ一応そういうふうになっています。そんだけが最後に、実際に借入れになっているかどうかはちょっとわかりませんが、これはいつ返ってくるものかということと、その利息はいくら見ておられるかということ、1億3,000万を減額した財政調整基金への積立をして、そこでいくら利子が付いていくかということをお伺いしたいです。その返ってくるまでの間のこと。

それとですね、今回大きな事業が見直しをされました。それは事業を再検討して、よりよいものにしていくっていくということはいいいことだとは思いますが、その事業の財源を見ま

した時に2,916万、これが事業費でして、これの財源が全部減額になると思いますけれども、916万は社会福祉協議会の負担金でこれは減額になっています。それと国からいただく、国でしたっけね、LPガスの石油製品のもので消防費の国庫補助金というのが、1,000万減額になっています。

ですが後もう1件、1000万が福祉基金の取り崩しがされて、これの財源に充てられておったと思います。これの起債がない財源が、減額されていないというふうにわたしは見ましたが、これはどこに今後充てられていく財源になっていますでしょうか。その点をお願いいたします。

それとですね、9ページに児童福祉総務費の中で、賃金が102万2,000円ということで計上されております。退職者があったので、その対応のためにという説明でしたけれども、正職員さんが退職をされたかどうかということをお伺いします。

**○議長（山路 有君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 三島議員のご質問にお答えします。最初の臨時財政対策債については、29年度の土地開発公社の土地取得の状況によりまして、財政調整基金から億の資金を繰り入れる可能性があるということで、まあ発行可能額を満額まで一応補正をしてということで、今回臨時財政対策債の方に5,000万ほどさせていただいて、繰入金の方が減額ということになっております。ちょっと利子についてはわかりませんので、まだ借入れ起こしておりませんのでわかりませんが、そういうことで今回満額を開発公社の関係でということでご理解いただきたいと思っております。

それから2,900万の今回減額した分については、議員ご指摘のとおり地域福祉基金が1,000万あったということで、ちょっと今回減額しておりませんので、実際には財源を落す予定でしたけれども、今回落しておりませんので、12月補正なりで減額させていただきたいというぐあいになっております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 小原福祉保健課長。

**○福祉保健課長（小原 義人君）** 三島議員のご質問にお答えいたします。児童福祉総務費の関係ですけれども、8月いっぱい、利用者支援の業務をしていただいております非常勤職員さんが退職をされましたので、その後ということで臨時職員さんの賃金を計上させていただいております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 三島議員。

**○議員（5番 三島 尋子君）** ただいまの説明は臨時財政対策債というのは土地開発公社分として借入をして行くという説明でしたけれども、まああの3月31日に専決をされて、財政対策債

の方へ返還をして行くという説明もありましたけれども、実際にそれがなされているかどうかということのあれはあの、見てみましたが、わたしはちょっと不明だなというふうに感じております。この臨時対策債というのは、交付税で返してくるということにはなっていますけれども、返ってくるまでの間利息を払っていかないけませんね。その利息分も加えて、今後交付税の中に含めて交付はしてもらえるものでしょうか。その点でまだ利率は分かりませんということでしたけれども、借入の利率と積立をしておく利率とどっちがどうなのかなということを考えました。その点ではいかがなものでしょうか。それは財政課でこうやられるということもあると思いますが、管理会計管理者とも相談の上でやられておるとは思いますけれども、その点を教えていただきたいと思います。

それと臨時さんの費用につきましては、いそがしくなるので臨時を雇うということはわからないでもないですけれども、非常勤職員でおった場合はその人の費用が組んであるということですよ。それが減額してその賃金の方に移っておりましたかね。項目がなかったなあと、それから正規の職員さんが退職されたのかなっていうことを思ったんですが、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

**○議長（山路 有君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 臨時財政対策債はいままで専決でおとしていたのは、できるだけ借入れを少なくするというで財政調整基金の繰出し、繰入れのところと調整しながらしてきたということで、今回はですね、土地開発公社の土地取得がどういう状況になるかはわかりませんが、財政調整基金から多く資金を出す可能性もあるということで、それなら借入れを起こして、100パーセント算入といいますか、交付税算入されるものに切り替えた方がいいなということで、こちらの方で今回しております。

ただ、これが全額借入れを起こすかどうかというのはまだわかりませんので、そういう状況で行う予定にしております。利子のことを言われますと、たしかに借入れ利子と貯金の利子では、借入れ利子の方が高いというぐあいに思いますけれども、臨時財政対策債は先ほども申しましたように、交付税算入ということで考えておりますので、そういう形で今回取り入れさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 非常勤については、高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 児童福祉総務の臨時ということで、今回あの本来ですと非常勤職員の代わりは非常勤職員ということなんですけれども、今回急遽退職されるということで臨時職員

の賃金を上げたんですけれども、非常勤についてはほかの非常勤のこともありますので、今回は補正をせずにですね、ちょっと12月等のほかの非常勤等の様子も見ながらということで、今回はちょっと見送ったということでご理解いただきたいと、本来ですと非常勤から削って臨時賃金の方に組み替えということに普段はしているんですけれども、今回いろいろな退職なり、異動なりがあって、その辺の関係もありまして、ちょっと今回は非常勤の方はかまわずに、12月か3月にということとさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） はじめの福祉基金の繰入れのことについて、再度お伺いをしますけれども、これが入ってないというのはいつ気づかれたんでしょうか。それで修正をしてこの補正予算に出すということは考えられなかったのかどうか。今現在、この財源はどこに回っているのかということとはわかりませんよね。財政調整基金でもこう一般財源の方にぼーんと入ってしまっ、どこに行っているのかっていうことがわからないという、そういう予算の組み方でいいのかなってことを思います。12月ですからそういうふう理解して下さいというふうに言われても、ちょっとこれは難しいなっていうふうには考えておりますが、その点もう一度お願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 1,000万については、今回この議案質疑をするうえでチェックしている時にですね、なにかたりないなということで、今回地域福祉基金の繰入れが落してなかったということに気付いた時期であります。基本的には本来ですと、今回しないといけないものなので、必要があれば追加補正ということになりますけれども、できれば12月補正でさせていただければなということをお願いしたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。2、3点ちょっとお聞きしたいと思います。まず、いろんなところにあるんですけれども、いわゆる電算処理の関係ですよね。あの、4カ所くらいに電算処理の経費の補正が入ってきておりますけれども、マイナンバーであったりあるいはその他のシステム改正ということなんだろうとは思いますが、実は先般も質問させていただいたんですけれども、いろいろ便利なようにということで今多分国の方では試行いろいろしたりと思うんですけれども、このあたりの試行の部分については対応可能なシステム改修という具合に

理解したらいいのでしょうか。

また、もし試行した後は多分実行に移されると思いますけれども、それについては新たな対応が、改修が必要なんでしょうか。という点について1点お聞きしたいと思いますし、それから11ページの歳出の方なんですけれども、工事請負費、消防費の災害対策費ということで、減額補正なんですけれども、2,900万円ほどのあれになっております。これについてはいわゆる非常用発電設置工事の予算、これ再検討せないけんようになったんだということをお聞きしておるわけなんですけれども、これについては今後の予定ですね、単件でもやられるんかどうかというようなことも含めてお聞かせ願えたらと思います。

それから3点目が教育費の関係ですが、図書館費の関係です。14万5,000円ほどのマイナス補正上がってきておりますけれども、図書システム機器の購入ということなんですけれども、これあるいは聞いてもらったかも知れませんが、もう一度お聞かせ願えたらと思いますがよろしくお願ひします。以上3点です。

**○議長（山路 有君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 井藤議員のご質問にお答えします。先ほどありましたあの、社会保障、税番号システムのシステム改修については、それぞれ住基とか国保とかいろいろありまして、今回マイナンバーの関係で施行ではないですけれども、そのマイナンバーを進める上で、修正が必要な部分のシステムについて今回改修するというので、5つのシステムを改修するというので、また今後そういう改修が出てくる可能性はありますけれども、現在はこのたびの改修で一応終了ということで予定はしております。

ただ、国の関係がありますので、今後その辺を見守りながらして行きたいと思っております。それから非常用発電の今回の工事ですけれども、説明しましたように、非常用発電を設置する上で水害対策ということで、高い位置に設置するということを予定しておりました。

ただ、いろいろと調整しながら今回予算を執行しようとして進めた中で、社会福祉協議会自体の改修も必要な部分が出てきたということで、その辺も含めると今回3,000万ぐらいなんですけれども、金額が倍近く、多くなってくるということで今回補正対応ではなくて、新たな方針決定するというので、今回減額をさせてもらって30年度に向けてもう一回検討していくということで、一応中身としては同じような形ではいくんですけれども、水害対策ということで福祉協議会のキュービクルであったり、コンセントであったりいろいろなものを改修しながらということで、今後して行きたいと思ひます。財源につきましては、今回1,000万の補助金ということで国の補

助金を予定しておりましたけれども、これが1,500万になっております。これを使うのか、緊急防災ということで、小学校の方をしましたけれども、同じく緊急防災、減災事業債ということでこちらの方で行うのか、そういう部分も含めて検討していきたいというぐあいに思っております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 松尾教育課長。

**○教育課長（松尾 達志君）** 井藤議員のご質問にお答えいたします。図書システムの備品購入費の減額という部分ですが、これは年度当初に予算をさせていただいておりました図書館のシステム改修、この図書館のシステムは、小学校の図書館とあの木造の図書館棟ができる時にあわせて、小学校のシステムとそれから中央公民館にあった図書室の図書システムを同時に一括して導入をさせていただきました。それから6年経過をして、サーバーといっているいろんなデータをとめておく部分の機械、これが部品等の交換ができなくなるので、29年の今年度の当初にこれの改修工事ということで予算をさせていただきました。入札をへて施行が終わりまして改修が済みましたのでこの備品部分の額が、減額が出たということで減額をしていますし、この度の改修では特にヴィレステの方の自動貸し出しこういった機能が、貸し出した本の文字数が少なくて途中で切れてしまうということがあったので、図書の名前が全文出るとか、そこで自分の貸し出し状況が確認できるとか、返却状況が確認できるかというような利用者の機能アップもさせていただいたシステム改修で、既に終わっておりますので減額をさせていただくということです。以上です。

**○議長（山路 有君）** 井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 8番、井藤です。だいたい理解できました。ありがとうございます。それで、ついでで申し訳ないんですけども、図書のいわゆる備品購入費の関係でちょっとお聞きしたいと思いますけれども、わたしも時折ですけども図書館、ヴィレステを利用させていただいております。そういう中でたとえばこういう本読みたいという時にですね、無いことがあります。大半はそこにある本を借りて帰りまして、読ませていただくというケースが大半なんですけれども、仕事上、こういうのを見たいなあというような時がありまして、あっ無いなあということ、希望までは書いておりませんが、無くても、たとえば県の図書館から取り寄せてもらって見さしていただいたというのがあるんですけども、そういう場合、たとえば希望をこういうのをに入れてほしいなあという希望が、ある程度入れられるような状態になつとるんだろうか。あるいはここの図書館には無かったような、よそから取り寄せてもらったようなのについては、なんかそれがデータ蓄積されておいて、あるいはデータとして処理されとって、早急に

備品として購入されるというようなシステムにでもなっているのでしょうか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 松尾教育課長。

**○教育課長（松尾 達志君）** ヴィレステの図書館の図書につきましては、開架図書が3万冊程度は入れたいなということで、いわゆる本棚のスペースを確保しています。閉架図書の方が2万ということで、これは貸し出し可能なんだけど、表に出さずに奥の方にまたしまわせていただくという格好で5万冊の予定をしていますが、今開架図書の3万冊がだいたい10月か11月ぐらいには揃ってくるのかなあと、皆さんの方に貸し出し可能な冊数になるのかなあとということで、ちょっと直近の蔵書冊数を確認してきていませんので申し訳ありません。たしかそういった格好での予算取りをしたということの記憶があります。

ヴィレステを建てた時に、いろんな図書の要望があるけれども、そういった利用者の声というのはどういうふう処理をされるのかということがありました。基本的に図書館には、公立図書館にはこの程度のこういった種類の本は基本的に揃えておいた方がいいでしょうということを、近隣の図書館の司書にも相談しながら、いろんな、県立図書館とも相談をしながら考えさせていただいて、今それを揃えようとしているところです。なので基本的にはこういった図書を揃えた方がいいよというベースにまだ達していないということです。

ただ、皆さんのご希望というのもありますから、そういったご希望は聞かせていただきながら、ちょうどそれが揃えるべき図書だということとマッチングすれば入ってきます。もう一つありますのが、県立図書館とか近隣の図書館と連携をしています。うちの図書館に無かったら、他の図書館にあったら借りれるよというシステムがあるんですが、特にちょっと井藤議員さんが借りられた本がどういう本かわかりませんが、専門書になってきますと1冊が10万とかかなり高額の本があったりするものもあります。こういったものは、県立図書館が揃えていますので、こういった県立から借りていただくというのがまあ一般的かなあ、なかなかうちの図書館でそれを揃えていくというのもむずかしいなあという部分もありますので、そういったご利用の仕方、県立図書館の蔵書のデータは残るのかという部分ですが、県立図書館からお借りした時には1回日吉津村の図書館の本として登録をしてまたお貸しますが、返す時またそれはだれそれが借りたというようなデータにもなってしまうので、消していくという部分もありますが、そういったところでかなり頻繁にこの本は借りられるなあというようなことは司書の方が承知していると思いますので、ちょっとこれはシステムとしては構築はしておりませんが、こういったような処理をす

るのかというのは確認させていただきたいと思います。以上です。

**○議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

江田議員。

**○議員（6番 江田 加代君）** 6番、江田です。2点質問させて下さい。1点目は先ほど同僚議員から質問もありましたけれども、マイナンバーについてです。

それと2点目は、これも7ページの関係なんですけれども、生活保護費のことで、生活保護費と要保護児童の就学援助との関係で、この間同僚議員が一般質問されましたけれども、ちょっとわかりにくいところがあって確認させていただきたいです。

まず、マイナンバーについてですけれども、マイナンバーが施行されて10月に2年目になりますけれども、まず、マイナンバーカードの発行件数、現在のところの発行件数と、それとこれまでこのマイナンバーの導入について、行政手続で利便性が高まっていくというふうにいるいろいろとご答弁いただいておりますけれども、現実的に本当にお仕事されとって、便利になったなあというところを実感されているのかということ、マイナンバーの関係で質問して下さい。

それと生活保護についてですけれども、要保護児童の入学準備金は、生活保護費の中で負担されるわけですね。そうするとそれは国庫負担金が4分の3ですか、それは国庫負担金が4分の3あてがわれるわけでしょうか。そうしますと、生活保護費の扶助費で負担してもらえない就学旅行に参加した子供に対する費用を就学援助の方ですので、国庫負担金は2分の1でしますよというふうな理解でいいでしょうか。

それと医療費についてなんですけれども、医療費は学校保健法で定められた病気が、就学援助の方でみてもらえるんですけれども、じゃあ、それ以外の、たとえば学校健診と違うところで、学校病といいますか、その病気がみつかった場合はこれは就学援助の方でみてもらうんじゃないかと、生活保護の扶助費でみてもらうのかなあとか、学校病以外の風ひいたり、おなかが痛くなったのは扶助費の方でみただけなのか、そのあたりをもう一回、ちょっと整理して教えていただけませんか。以上です。

**○議長（山路 有君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 江田議員の質問にお答えいたします。マイナンバーカードの発行件数につきましては、8月の14日時点の数字ですけれども、255件発行済みとなっています。以上です。

**○議長（山路 有君）** 松尾教育課長。

○**教育課長（松尾 達志君）** 江田議員の質問にお答えいたします。先ほど言われました就学援助ということで、教育委員会の方がみる部分、生活保護者の関係で、修学旅行費と医療費、で、医療費は学校保健安全法に定められたものについては、教育委員会が行います。予算化をします。で、そういった該当があれば、国に事業申請をすれば2分の1の国費、まあ、以内ですけれども、基本的に2分の1というところです。

それ以外のものについてはどうなのかという部分ですが、もう一つ要保護児童の中にも、生活保護と生活保護に同等と認めた場合というようなことがあって、そういった資料につきましては、ちょうど明日、決算審査特別委員会が一番バッターで教育委員会がありますので、今委員会室に資料を配布しております。その資料の中に就学援助について生活保護、準要保護、それから特別支援の教育の扶助というようなことで、ちょっと整理をさせてもらっておるものがありますので、詳細はまたそれでご説明しますが、生活保護費の方で国費がいくら充当してもらえるのか、後の病院に通った時にどうなのかということは、福祉保健課の方じゃないとわかりませんので、あちらから答えていただきます。以上です。

○**議長（山路 有君）** 高田総務課長。

○**総務課長（高田 直人君）** マイナンバーの利便性ということで、利便性は上がっているように思っております。特に今、情報連携ということで情報の照会、提供というのが、たとえば児童手当の申請をするのに所得証明を添付してとかというところが、今所得証明を添付せずに情報連携ということで、他市町村から情報を紹介して提供を受けるというような動きになってきていますので、利便性は上がっているというぐあいに理解しております。以上です。

○**議長（山路 有君）** 小原福祉保健課長。

○**福祉保健課長（小原 義人君）** 江田議員のご質問にお答えいたします。まずこの7ページの生活保護費の負担金ですけれども、こちらは28年度の医療扶助の不足額の精算ということで、入ってくるものでございます。本来ですと、当該年度に入ってくるんですが、国費が不足していたということで、この度は特例で実績報告後の精算払いという形になっております。

それであとは関連のお答えなんですが、まあ生活保護の中には生活扶助、医療扶助、介護扶助等がありますけれども、まあそちらの負担についてはご指摘のと通りの補助率ということでいいと思います。以上でございます。

○**議長（山路 有君）** 江田議員。

○**議員（6番 江田 加代君）** 決算審査の方でくわしく教えていただけると思うんですけれども、

学校の健康診断の時にこの学校特有の病気がみつからずに、普通の医療機関でみつかった場合、それは就学援助の方ではみて、どちらでみていただくことになるんですか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） すみません。答弁ではなくて、確認なんです。学校保健法に該当する病気が、いわゆる学校の集団検診ではみつからなかったんだけど、通院しとったらみつかったと、そういったときにはどちらでみるかということですね。

学校保健法に該当をしておる病気を、治すためには学校保健法、こちらの教育委員会で医療券を出すという理解でいいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中です。2点お尋ねします。まず、9ページです。第3款 民生費の第1項社会福祉費の社会福祉総務費の中、19節に負担金補助及び交付金とあって9万4,000円あります。この障がいのある方の地域生活体験事業というのはどういうものなのかを教えてくださいたいと思います。

もう1点です。12ページです。第9款教育費の第4項社会教育費1目の社会教育総務費の13節委託料32万6,000円を、ごめんなさい。失礼しました。ひえづのうたDVD作成委託料33万4,000円の減額となっています。これはDVDを作らないことにしたのか、あるいは先に伸ばすという意味なのかをお聞きします。以上です。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 河中議員のご質問にお答えいたします。障がい児者地域生活体験事業でございますが、こちらは地域生活を体験できる住宅を提供する事業所への補助ということで、そこの事業所への利用が1名予定されましたので、それに対する予算を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 河中議員のご質問にお答えいたします。このDVDにつきましては、政策委員会の中で、1年を通した風景四季をいろいろ取り混ぜたものを作りたいというご意見が出ましたので、当該年度では完成までたどりつけませんから、今回はこれを当初予算でDVD制作費に係る費用分を、今回減額をさせていただいて、30年度の当初予算の時に改めて予算を計上させていただいたらということで、その内容とか配布先等につきましても、これからの制作委員会

でいろいろと協議したもので、新な予算編成ということをお願いしたいという考えです。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） わかりました。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 最後の質問ですけれども、14ページをちょっと見ていただきたいと思います。地方債の前々年度末における現在高というような、あの一覧表ですね。この関係ちょっとお聞きしたいと思いますが、年度当初のこの予算書の中で、農村基盤総合整備事業の第4次から第9次までの、これがいわゆる債務負担行為等の表の中で記載してありますけれども、これ見ますと14ページの見ますと、普通債とその他しかなくてその中に農業の関係がどこに出るだろうかとちょっとわからんもんですから、その他の方にあるのかなというふうに該当するのかなと思って見してもらったんですけれども、このあたりどの区分にこの基盤整備事業の債務負担行為の関係は入ってきとるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 今答えられますか。はい、暫時休憩します。

午前 9時56分 休憩

---

午前10時57分 再開

---

○議長（山路 有君） 再開します。高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） すみません。ちょっと勘違いをしております、債務負担については、ここに上がってきませんので、はい、これ起債の分だけですので、農林のところには上がってきません。すみません。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。ちょっと確認の意味も含めてお伺いしたいことがありますので、8ページですけれども、何だったかなと思ひまして、というのが歳入についてのこの17款の繰入金があるんですけれども、この繰入金の部分で、今回は目の部分では財調と夢はぐくむ村づくり基金ということで入っておりますが、この今の現在の計で8,686万4,000円

ということで、この差額までの1,000万の部分はなんだったかなと思って、ちょっとわたしも今までの予算書と照合することがちょっと、しておりませんでしたので、これは何かということ、わかりますかいいね。差額1,000万ありますね、これ載っていないんですよ。ですから載っていないのをわたしが本当は調べて来なくちゃいけないものをわたしがしてないのですから、再度確認の意味も含めてこれは何だかなということをお答えいただきたい。

それから次の雑入で、社協の負担金の部分が概ね半分に2分の1減額されておるんですが、これの要因は概ねどういふことになったのかなということ、聞き渡らしたかもわかりませんのでお願いをいたします。

**○議長（山路 有君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** さきほども説明しましたが、実は繰入金の中にあの社会福祉協議会の方の、この事業に1,000万地域福祉基金の繰入金というのがありましたので、それが残額として残っていると、本来ですとそれを減額しないといけませんので、12月で補正をさせていただきたいということ、雑入のこの916万については、先ほどの2,900万の事業の社会福祉協議会からの負担金を、すべて減額させていただくということで916万の減額ということにさせていただきます。以上です。

**○議長（山路 有君）** 橋井議員。

**○議員（7番 橋井 満義君）** 7番、橋井です。要するに今回の繰入金の部分はここに出て来ないのは、社会福祉協議会との、この減額分との相殺であるということ、まあ理解できました。わかりました。

それで次、予算組の全体像の確認をしたいなと思っておりますが、2ページと14ページの一番最後の、日吉津村の会計上の金の取扱いの全体像についてなんですけれども、まず、2ページいきますとこの歳入で村のお金の歳入部分がどういうことになのかということがわかるわけなんですけれども、先ほど申しましたこの17款のですね、基金の部分で補正の後でも前でもいいんですけれども、要するに2億1,800万それから20款の村債の部分で3億7,200万ということで、補正前の額、そして最後の計にしてもですね、概ねこれが5億から5億9,000万、約6億弱ということになるわけです。うちの歳入部分では基金繰入と村債、借金を合わせますと概ね5億から6億がうちの通常対数にこれはあまり従来と変わっていない。

それで全体としては歳入合計は24億から25億ですので、概ねうちは18億、19億の部分に5億部分のたしまいをして歳入合計が成り立っておるということがみてとれるわけです。その辺に

についての体質的な、体質といいますかね、相関的な部分をどうみておられるのかなというのがまず1点。

それから14ページでは、この債務、借金表がこれに載っておるんですが、この特にその他の臨時財政対策債は約この前々年、前年そして今年度の見込みを含めてもこれが約10億ですね。そういたしますと、これらが普通債とその他の合計の部分の臨時財政対策債の占める割合が、半分ということです。ということは、普通債とその他の部分の臨時財政対策債が概ね同割合の半分半分の折半で借金をしておることがうちの体質になっております。それでまあ、これがずーと普通債の部分はやはり年度ごとに結構変更がでてくるわけですがけれども、うちの場合ずーとこの臨時財政対策債10億で推移してますね。そのあたりの見方について今後の、来年、再来年を見込んだ方向性というのはいかにお考えなのかというのを伺いたい。以上2点お願いします。

**○議長（山路 有君）** 高田総務課長。

**○総務課長（高田 直人君）** 繰入金と村債でまあ、6億ぐらいということですがけれども、繰入金についてはどうしても一番大きな村税というのがありまして、その減額等によってはこの繰入れというものをしないとイケませんし、特にそれは財政地調整基金とそれと基金繰入の中には、夢はぐくむ村づくり基金がありますので、ふるさと納税で入ってきたものを基金に積み立てるということもあります。それから村債については、その時その時で事業を行いますので多少変動があるという具合に思いますけれども、この中には今回臨時財政対策債が1億3,000万ほどということになりますので、臨時財政対策債については普通交付税の代わりになるような意味合いのもので、必ず起債として上げている状況であります。

まあこの財源と基金がなければ財政運営がやっていけませんので、歳出の方をできるだけ抑制しながらも、どうしてもこの基金繰入と村債が、最終的に調整ということになってくるように考えております。以上です。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** 臨時財政対策債については、交付税の不足分を後年度で交付税算入をするので、臨時財政対策債を発行しておいてくださいという国のルールですので、これはやむを得るところです。

従来ですと、交付税という現ナマでもらうものを後年度に交付税算入をしてやるよということに戻していただく、満額が戻していただくのと、それから折半ルールというのがありまして、国が半分、市町村が半分の臨時財政対策債があるということだと理解いうふうに理解をしております。

す。ですから交付税に算入される臨時財政対策債は、交付税が足りないのとおりあえず地方が借りておけということが一つ、それからもう一つは折半ルールというのがございまして、国が半分戻すので半分は市町村でもっておけというのが臨時財政対策債の基本的な考えですので、ご理解をいただきたいと思います。

ですので、交付税のみかわりだということで、臨時財政対策債は国が毎年枠を決めていますけれども、あんまり大きな枠は変動させないと、ただ縮小の方向ではあると、交付税全体を縮めていくという縮小の方向ですので、そんな動きが出てきていると思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 理解を、まあします。それでまあ、今の臨時財政対策債については、先ほど村長から答弁があったとおりでありますので、これらについてはこの 10 億がどこまで推移していくのかというのは、今まで借りたものの借金があるわけですから、それが推移していく間の部分については、交付税で算入できないというよりも、出すものは臨時財政対策債で借入れを起こして、そこで充当してあげますよということがあるわけですから、それについてはうちが借金がずーと、借金というのが基本的なものをブツをたてていけばこれがずーと増えて、そこに充当していくことが出てきますから、要するに、箱ものが増えていけばいくほどこれが、ずーと底を引きずっていく可能性はあるなというふうに見ておるわけで、そうしていきますと、これまあ当分続いていく傾向にはあるのかなということで、それを理解しながら財政運営をして、後は今の歳出部分を抑制されるということ、今高田課長の方からもありましたので、今後また決算でも出てくるかと思えますけれども、借金といわれますとやはり村民の人って結構心臓に悪いものですから、その辺は心得ていながらわたしの方も、村民の皆さまにはその辺を含めた中で、聞かれた場合はご答弁をしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですね。

はい、ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

---

### 日程第 3 議案第 53 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 53 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

江田議員。

**○議員（6番 江田 加代君）** 6番、江田です。国民健康保険の税が本算定が確定したと思うんですけども、これの補正なんかは、まあ毎年してあるわけじゃないですけどもこの時期に、この補正はいつされるんでしょうか。

**○議長（山路 有君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 江田議員の質問にお答えいたします。あの江田議員さんが言われますように、国民健康保険税につきましては、7月に本算定を実施いたしまして今年度の税額等確定するわけですけども、ご承知のように国民健康保険といいますのは毎月の異動がございます。社会保険加入される方ですとか、それから反対に退職されて国保へ加入される方とか、どうしても毎月の異動がありますので、補正につきましては状況を見ながらということで、この度の補正ではまだ上げておりません。以上です。

**○議長（山路 有君）** 江田議員。

[3番松本議員退席 午前10時07分から午前10時10分]

**○議員（6番 江田 加代君）** 6月議会でも本算定どうでしたかということ質問したやに記憶していますけれども、たとえばこの度は、29年度については所得割も均等割も平同割も引き上げております。その中で賦課限度額というのが据え置きになっていますので、このあたりで賦課限度額は上げずに各その税率を上げたり、1世帯当たり、1人あたりのこれを上げますと、言ってみれば賦課限度額に近い方にとってはそんなに引き揚げにはならないと思うんですね。限度額がそのままですから、そういったあたりでどういうふうに移したかなということが気になっておまして、たとえば均等割の1世帯あたりの3,000円の引き上げっていうのは1世帯ですけども、均等割りのひとりあたりということになりますと被保険者の人数の多い家庭にとっては負担増が厳しいなと思っておりました。そのあたりでの本算定での傾向っていうものはどういったものだったんでしょうか。今の段階で。

**○議長（山路 有君）** 清水住民課長。

**○住民課長（清水 香代子君）** 江田議員の質問にお答えいたします。本算定の傾向ということであの、今ここで具体的に何軒でいくらというようなことは持ってあがっておりませんし、たしかにおっしゃりますように、限度額を変えられる世帯というのは、だいたい例年10世帯程度考え

ておりますし、限度額を超えられるということはやはり多くの場合が所得の金額がおありになって、人数でとかっていうことではありませんし、国保の1世帯当たりもまあ人数的にそれほどの変動があるというという傾向になかったと思いますので、傾向としては特に今年際立ってということは今のところは気がついておりません。以上です。

○議長（山路 有君） はい、ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

---

#### 日程第4 議案第54号

○議長（橋井 満義君） 日程第4、議案第54号平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。開会は10時25分から行います。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

---

#### 日程第5 議案第55号 から 日程第8 議案第58号

○議長（山路 有君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第55号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第56号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第57号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第58号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより日程第5、議案第55号から日程第8、議案第58号までの4議案については、決算の認定についての議題であります。

各議案については、質疑終了後議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託

したいと思いますので、総括的、基本的な質疑までに止めていただきたいと思います。

それでは日程第 5、議案第 55 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

井藤議員

**○議員（8 番 井藤 稔君）** 8 番、井藤です。2 点ほどお聞きしたいと思います。まあ、総括的などということですので、先日報告事項の中でもお聞きした件が 1 点なんですけれども、いわゆる自主財源ですね。先般答弁いただきまして 54.7 パーセントだったのでしょうか。ということでお聞きしとるわけなんですけれども、日吉津村がいわゆる不交付団体ですね。不交付団体となった以降のこのいわゆる自主財源の税率、これはある程度把握しとられると思いますけれども、もし、手持ちのデータでわかればお願いしたいと思います。

自主財源の割合と、自主財源の金額これをちょっとお聞きしたいと思います。あの、行財政改革等もずいぶん進められとるところですので、このあたりをしっかりと把握して掛かりたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから 2 点目がですね、固定資産税税率の関係です。たしか日吉津村と江府町ですかね、よく御存じのとおりで 1.6 パーセントというのがこの自治体だけに、西の方ではね、なっとったと思います。今後いろいろ企業誘致するにしても、あるいは人口増対策をいろいろ取っていく上でもですね、このあたりが今後、多少に微妙な影響が出てくるんじゃないという考え方を持っておりますけれども、このあたりについて検討されているのでしょうか。検討されとったら、ある程度方向付けしとられるのでしょうか。これをちょっと、お聞きしたいと思います。

**○議長（山路 有君）** 石村長。

**○村長（石 操君）** えっと、自主財源比率については、これ調べさしていただかんとこれちょっと時間がかかると思います。昭和の不交付団体から交付税団体になりましたのが、昭和の 40 年代の後半だと思っておりますので、それから多少なったり、ならだったりしていますけれども、もうずっと、それこそ平成の 29 年ですから、平成に入ってから不交付になったことは無いと僕は理解していますので、自主財源比率がどんどんどんどん下がってきておるとのことだと思っておりますので、これは決算審査の中でデータとしてはお示しをしたいというふうに、この場でできませんのでご容赦いただきたいと思います。

それから固定資産税の税率については、王子製紙が昭和 27 年に創業を開始していらっしゃるんですけども、その後しばらく 1.6 という、標準税率が 100 分の 1.4 ですので 100 分の 1.6 に引き

上げてずっと財政運営をして来られたということでもあります。がそれは、当時の村長さんの言い方は企業からたくさんもらうけれども、その分は地元に戻元をしてやっていくんだということで、土地改良事業の負担などはゼロでこられた。無しでこられたと思っております。現実にもそうでした。でも、そういうことばかりもいけませんので、土地改良事業も昭和の、平成に入ったあたりでしょうか。その負担金をもらうようになりました。それこそ交付税が不交付団体から交付団体になりましたので、そういうことだったと思います。

それから税率を 1.6 から 1.4 に下げしております。下げたのが王子の工場の大きな増設があった時でなかったかとちょっとこれ記憶がはっきりしませんが、その時でなかったかと思っております。あの、470 億の出来上がりだったと思っておりますけれども、王子が大きな設備投資をされましたので、その時に税率を下げたのではないかという、記憶がはっきりしませんがその時ではなかったかと思っております。470 億の出来上がりだったと思っておりますけれども、王子が大きな設備投資をされましたので、その時に税率を下げたのではないかという記憶ははっきりしませんが、市町村合併のどうするのかということでは、税率を 1.6 に引き上げさせてもらうという議論をしたと思っております。

16 年に単独の選択をして、固定資産税を 1.4 から 1.5 に引き上げ、18 年だったと思っておりますけれども 1.5 に引き上げ、そしてその後 1.6 に引き上げたという、年数は多少違いますけれども、2 度にわたって引き上げさせていただいて今 1.6 だということでもあります。

ご意見のように制限税率は 1.7 だった、「[2.1 です。]と呼ぶものあり」制限率は 2.1 に今引きあがっておるそうですけれども、かつては 1.7 だったような気がしておりますけれども、今 1.6 まで江府町と引き上げておると、それから米子が 1.5 だと思っておりますので、そういうことで自主財源の確保ということではそういうことで理解をいただいて、企業だけをその固定資産税を引き上げておるわけではありませぬので、固定資産税については住民の皆さんの一般住宅等もそういうことでやらせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そんなところです。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。最初のいわゆる自主財源の関係につきましては、後ほど細かい検討の中で、個別検討の中でまた出すということをお願いしておりますので、これはこれまでにしようと思っております。

二つ目の固定資産税の関係です。今まで何回か聞かせていただいてこれは村長の方からも答弁いただいております。まあ、そういうことで単村で行くについてですね、みんなも協力してくれ

ということで村民に話されて1.6まで上げられたという経緯、わたしも重々承知しておりますけれども、いわゆる地方創生の流れがあつたりいろいろな面があります。それからいわゆる固定資産税、土地などをしっかり自分でもって営業している法人があれば、村の中の個人のいわゆる税の部分については負担となっている部分と、いろいろ状況が変わってきておりますので、このままでいいか悪いか、わたしも実は判断つきませんけれども、ひとつ財政の方とも相談しながらこのあたりで1回、検討していただいた方がいいじゃないかと思っておりますけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） おっしゃるとおり、企業側や住民の皆さんは負担は低い方がいいということだと思っておりますけれども、そういう意味では15年の合併のさまざまな、合併の判断をする際にさまざまな税や、行政サービスやそれから育行政サービスはカットさせていただいたり、負担を見直しをして引き揚げさせていただいたというような経過がありますので、ご指摘のようにこれはこれまで行財政検討委員会の中で、村民の皆さんがお仲間になってやっていただくものでありますけれども、その中で一度そういう見直しをしておくことも必要だというふうに考えておりますけれども、でも、固定資産税だけに限って申し上げますと、あのいわゆる王子製紙さんの償却資産が年間4,000万から5,000万、税額にしてそれだけ4,000万とか5,000万を減価をしていきますので、それが交付税に算入されるということですが、減価分の交付税算入は75パーセントしかありませんので、それは交付税においては25パーセントは地元が見いよという考え方ですので、税が減った分の75パーセントしか税収入は交付税で診ていただけませんので、なかなかじゃあ、固定資産税なら他のものを見直すのかということで考えた時には、非常に厳しさもあるなということですが、でもそれはご意見がありますようにやっぱり行財政検討委員会の中では、それを一つ議論してもらう時期にきておるなあというふうに感じておりますので、ご答弁についてはそこまでひかえさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第6、議案第56号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定につついてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

○議員（6番 江田 加代君） 6版、江田です。あの総括的なものにはならないかもしれませんが、28年度の決算を見まして一番気になったのが不納欠損の15件分の不納欠損です。この背景を説明願いたいと思いますし、収入未済額につきましても現年度分と滞納繰越し分をあわせると約1,400万に近いものです。そうしたところで一般会計の繰入金ルール外でみますと約1,600万ですので、この収入未済額を一般会計で補っているなあというような結果的にはなっているというふうに思いました。

そこでその不納欠損の背景、この度の滞納繰越分も約1,000万近くありますので、これが来年度の不納欠損につながってくるのかなということを少し心配に思うわけですが、短期保険証の発行件数とそれとその不納欠損の背景を説明願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。

平成28年度の国民健康保険税の中の不納欠損ということですが、主な理由といたしましてちょっとこの年は特別な理由と申しますか、平成22年、3年に亡くなられた方がありました。お二人おられまして、この方について調査をしたりとか、そういったどなたか納付ということもずっと、調査はしてきたんですけども、やっぱり経済的なこととかそういうことでどうしても納付に至らずに5年の時効を迎えてしまったということがありまして、特に今年度ではそういう方が多くございました。

後はちょっと年度が5年以上の時効よりももっと以前の年度の方が平成13年だったかちょっと年ははっきり年を今控えてなかったんですけども、そういう方があって、その方についてはもうすでに中止ができないということでこの度でおとしておるといこと、少し今年度については特別な事情の方も2件ほどあったということと、今後は実際に現年度分が、現年度分を含めてですけれども、徴収については引き続き関係の徴収ネットとかそういった機関もありますので、そういうところで徴収には努めてまいりたいと思いますし、現年度分を含めて分納等の相談にも応じて少しでも徴収につなげたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えいたします。短期証ということですが、本村は江田議員ご承知のように資格証というのは発行しておりませんで、すべて短期証までということにしております。数的には今正確な数字はないんですけども、20件前後ぐらいかなというふうに思っております。

それと補足になりますが、先ほど一般会計からのルール外ということで、決算で1,600万ぐらいということをおっしゃいましたけれども、ここの中のその他一般会計繰入金という中に、事務費繰入金というのがございまして、これはルールでも入れていいというふうになっております。これが300万程度ありますので、実質ルール外というのは1,300万弱ということになっております。

補足でした以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それともう一つ気になったのは、平成20年から後期高齢者の医療保険制度がスタートしてるんですけども、今だ老人保健の拠出金というのがもちろん1,000なんぼかという金額なんですけれども、延々この項目が載っていますけれども、これはどういったわけでしょうか。まだ、清算のつかない部分があるということでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えいたします。老人保健の拠出金ですね。これはあの制度としてはずっと前にご指摘のとおり、終わりますけれども、若干その辺の清算的なものが、あるのかなというふうには思っておりますが、いつまでもあるものではないと感じております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7、議案第57号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8、議案第58号平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑は歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。この際議案第 55 号から議案第 58 号までの議案 4 件につきましては、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査に付することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって議案第 55 号から議案第 58 号まで決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に松田悦郎議員、副委員長に橋井満義議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（山路 有君）** 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員長に松田悦郎議員、副委員長に橋井満義議員に決定しました。

松田決算審査特別委員長には、4 会計の決算認定について会期中に審査をしていただくようお願いいたします。審査結果を来年度の予算編成に反映させるために大切と考えるので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

**○議長（山路 有君）** 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。ご苦労様でした。

**午前 10 時 48 分 散会**